平成23年度「携帯電話等の利用に関する実態調査」の結果概要

平成23年11月 岡山県教育庁指導課 生徒指導推進室

以下の数値(%)については、<u>その設問の回答数に対する割合</u>を表している。 グラフの「小1年保~小3年保」は保護者調査の結果を引用している。

【1】携帯電話の所持状況について

自分専用の携帯電話の所持率は、小学校12.2%、中学校38.4%、高等学校97.0%である。 前回調査と比べて、小学校、高校では微増、中学校では減少している。

前回調査と同様、中3年から高1年で所持率が急増し、全学年で女子の方が所持率が高い。

自分専用の携帯電話の所持率 児童生徒調査



	前回調査 (H20.3)	今回調査 (H23.6)	全国調査 (H23.2)	
小学校	11.9 %	12.2 %		
4~6年	14.5 %	16.0 %	18.6 %	
中学校	44.9 %	38.4 %	45.7 %	
高校	96.4 %	97.0 %	97.1 %	

全国調査:内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」による。(以下同じ)

【2】携帯電話の利用状況について

携帯電話を使い始めた学年を見ると、前回調査と比べて小学校からの利用が増えている。 携帯電話の1日の利用時間は、小・中学校で30分未満、高校で1~2時間未満と回答した ものが最も多い。 携帯電話を1日に4時間以上利用する割合は、中・高校で1割を超え、女子の方が割合が高い。 前回調査と比べて、小学校では微増し、中・高校では減少している。

携帯電話を使い始めた学年 児童生徒調査:携帯電話を所持しているものに対する割合



	携帯電話を使い始めた学年 (回答が多かった順)				
前回調査 (H20.3)	高1年	中1年	中3年		
今回調査 (H23.6)	高1年	中1年	小6年		
全国調査 (H23.2)	中1年	高1年	小6年		

携帯電話の1日の利用時間 児童生徒調査:携帯電話を所持しているものに対する割合



携帯電話を所持している児童生徒 のうち、1日に4時間以上利用す るものの割合

	前回調査	今回調査
小学校	3.6%	3.8%
中学校	20.3%	12.5%
高校	21.6%	13.8%

携帯電話でよく利用する機能(複数回答) 児童生徒調査:携帯電話を所持しているものに対する割合

		通話	メール	インターネット	カメラ	ゲーム	テレビ	音楽	その他
		(電話)		・サイト	・動画				
小学校	n=1151	60.3%	46.2%	28.6%	44.3%	40.0%	16.3%	31.4%	8.5%
中学校	n=1832	51.2%	84.4%	46.5%	34.5%	23.8%	15.3%	42.8%	5.8%
高校	n=5145	39.9%	82.9%	64.6%	30.1%	21.3%	8.0%	39.6%	4.5%

指導のポイント

ŕ

小学校の段階から、携帯電話等に関する指導、保護者への啓発や研修を行う。	
・携帯電話やインターネットの正しい使い方及び、守るべきルールやマナー	
・インターネットの特性、インターネットに潜む危険やその適切な対処方法	ł
・携帯電話やパソコンを長時間利用することによる心身に及ぼす影響	など

【3】学校における携帯電話の持ち込み等に関する指導の状況について

携帯電話の校内への持ち込みについて前回調査と比べると、小・中学校では、完全に禁止また は原則禁止の割合が増加し、「特に規制なし」の割合が減少している。高校では、電源を切り カバンに入れておくなど、条件付きで許可している場合が多いが、校内での使用については、 全ての学校で規制を設けている。

携帯電話の学校への持ち込みについて 学校調査

注)次のグラフの中の「条件付き許可」及び「全面的許可」については、前回調査では、「全面的許可」としていた ものを、より学校の実態を把握するため、今回調査では「条件付き許可」に変更した。











¹ 原則禁止 「原則禁止しているが、保護者からの申請・要望等により許可する場合がある。」ことを示す。 2 条件付き許可 「校内への持ち込みについては、電源を切り、カバンに入れておく等の条件付きで認めている。」ことを示す。

	(単位:校)	完全禁止	原則禁止	条件付許可	全面的許可	規制なし	その他
小学校	H20.3 (n=421)	127	164		1	122	7
	H23.6 (n=414)	178	197	2		22	15
中学校	H20.3 (n=165)	55	103		3	4	0
	H23.6 (n=162)	56	103	2		0	1
全日制	H20.3 (n=58)	4	16		37	0	1
高校	H23.6 (n=55)	1	7	42		3	2
定時制	H20.3 (n=12)	0	0		8	3	1
高校	H23.6 (n=12)	0	1	5		6	0

「児童生徒の携帯電話の利用に関する指導指針」(平成21年3月)抜粋 ・小中学校においては、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであ ることから、校内への児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則として禁止すること。 ・高等学校においては、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであ ることから、学校の実情等に応じて、校内への生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止、 もしくは、校内または授業中の携帯電話の使用を禁止すること。 高等学校における携帯電話の校内での使用について 学校調査:携帯電話の校内への持ち込みを完全に禁止している学校を除く





指導のポイント

県教委の「児童生徒の携帯電話の利用に関する指導指針」を踏まえ、各学校において携 帯電話のルールを確実に整備する。また、その指導の徹底と家庭への周知を図る。

【4】携帯電話やパソコンで経験した嫌なこと等について

携帯電話やパソコンを使用している児童生徒のうち、小学校で10.3%、中学校で43.5%、 高等学校で67.1%が、「チェーンメールを送られる」「有害サイトにつながる」「心当たりの ない利用料金の請求を受けた」などの嫌なことを経験している。

携帯電話やパソコンを所持している児童生徒のうち、「掲示板やメール等で悪口等を書かれた。」 と答えたのは、小学校で1.0%、中学校で3.4%、高校で5.4%であり、前回調査と比べ減少した。

携帯電話やパソコンで経験した嫌なこと(複数回答) 児童生徒調査:携帯電話やパソコンを所持している児童生徒に対する割合



[「]掲示板やメール等で悪口等を書かれた」 【前回調査】小学校 1.1% 中学校 6.6% 高校 10.2%

平成22年度に貴校で対応した携帯電話に関わるトラブルにはどのようなものがありましたか(複数回答) 学校調査



【5】携帯電話へのフィルタリングの利用状況について

保護者調査からフィルタリングの利用率を見ると、小学校で74.4%、中学校で68.7%、 高等学校で47.6%である。 学年が進むにつれて利用率が下がる傾向がある。 前回調査と比べてフィルタリングの利用率は高くなっているが、インターネットの危険性を 考慮すると、まだ不十分な状況である。 フィルタリングの有無別に有害サイトにつながったなど「嫌なことを経験した」という回答 の割合を見ると、フィルタリングには一定の効果があることがわかる。



子どもの携帯電話にフィルタリングを設定しているか「はい・いいえ・わからない」

フィルタリングを設定している割合の比較

【前回調査(H20.3)】	小学校 55.4%	中学校 30.2%	高校 15.9%
【今回調査(H23.6)】	小学校 74.4%	中学校 68.7%	高校 47.6%
【全国調査(H23.2)】	小学校 77.6%	中学校 67.1%	高校 49.3%

「フィルタリングの有無」と「嫌なことの経験」との関係

例えば、フィルタリングを「設定している」児童生徒のうち、「有害サイトへつながった」と答えた割合及び、 フィルタリングを「設定していない」児童生徒のうち、「有害サイトへつながった」と答えた割合を表す。



指導のポイント

フィルタリングの効果があることや、H21.4施行の法律、H23.10月施行の県条例を踏まえ、 保護者の責任においてフィルタリングを必ず設定すること。さらに、フィルタリングを設定し ていても有害サイト等への接続などの危険性があることから、その対応策等を通知や研修等 を通じて徹底する。

【6】携帯電話の使用に関する家庭のルールについて

家庭で決めているルールとして、「利用料金」「知らないメールには返信しない」「他人を傷つけない」 「学校のきまりを守る」などが多く見られた。 「特にルールを決めていない」と回答した児童生徒及び保護者の割合は、いずれも前回調査より大幅に 減っている。 「特にルールを決めていない」と回答した児童生徒(42.5%)は、同じ回答をした保護者(17.6%)

よりも多いなど、家庭でのルールに対して、児童生徒と保護者の間に意識のずれがある。

家庭でのルール(複数回答) 児童生徒調査:携帯電話を所持している児童生徒に対する割合





家庭でのルール(複数回答) 保護者調査:子どもが携帯電話を所持している保護者に対する割合

指導のポイント

利用料金だけでなく、利用目的、利用時間・場所などについて、家庭における具体的なルール づくりを保護者に啓発する。 親子で一緒に利用状況を確認したり、ルールが守れているかなどについて話し合ったりする機 会を確実に持つよう働きかける。

特にルールは

決めていない。

【7】学校における携帯電話に関する指導や情報モラル教育についての取組について

小学校では「学級等での特別活動」「総合的な学習の時間」「道徳の時間」を中心に、また、中・高 校では「学級等での特別活動」のほか、「教科・科目」「全校集会」など様々な機会を捉えて携帯電 話に関する指導や情報モラル教育に取り組んでいる。

保護者を対象とした「インターネットの危険性や情報モラルに関する啓発」を「毎年行っている」 あるいは「毎年ではないが行っている」と回答した学校の割合は、小学校で85.4%、中学校で 95.5%、高校で77.3%である。



学校における携帯電話に関する指導や情報モラル教育についての取組(複数回答) 学校調査





(前回調査)



指導のポイント

児童生徒が情報モラルやマナーを身に付けるとともに、情報社会の危険から身を守るための知識 や判断力、情報を正しく安全に活用できる能力を伸ばすことができるよう、引き続き、教科・科 目、総合的な学習や道徳の時間を通して、情報モラル教育に体系的に取り組む。 県が作成している情報モラルに関する研修資料や、警察・携帯販売事業者等が実施している安全 教室等を積極的に活用するなど、保護者への啓発や研修等の一層の充実を図る。 【8】インターネットの危険性を学ぶ機会について

インターネットの危険性について学ぶ機会は、どの校種でも「学校で教えてもらった」と答えた割合が 最も高くなっているが、「特に教えてもらったり、学んだことはない」と答えた児童生徒は、小学校で 36.3%、中学校で16.3%、高校で7.7%であった。

インターネットの危険性について、説明を受けたり、学んだりしたことがあるか(複数回答) 児童生徒調査:調査に回答した全体の児童生徒に対する割合



指導のポイント

学校での指導を徹底するとともに、その内容を積極的に家庭に発信したり、保護者と協力し て児童生徒の利用実態を踏まえた指導を行うなど、保護者と連携した指導の充実を図る。 特に、小学校においては、携帯電話の所持率の上昇に伴い、インターネットの危険性や携帯

特に、小学校においては、携帯電話の所持率の上昇に伴い、インターネットの危険性や携帯 電話の正しい利用について指導する機会を必ず持つ。

インターネットの危険性が、より意識付けされるような教材や指導方法を工夫する。

【その他 調査結果からうかがえるこれまでの指導の効果等】

・携帯電話を所持している児童生徒の中で「1日に4時間以上利用する」と答えた者が前回調査 に比べて中・高で大幅に減少している。また、家庭でのルールについて「特に決めていない」 と答えた児童生徒・保護者が大幅に減少している。このことから、家庭でのルールづくりが進 んだことが携帯電話の長時間使用の減少につながったものと考えられる。

・「掲示板やメール等で悪口を書かれた」と答えた児童生徒の割合が減少している。また、携帯電話に関する指導や情報モラル教育に取り組む学校が増加している。このことから、学校における情報モラル教育が一定の効果を生んでいるものと考えられる。